る法律第二百十七条第一項（同法第二百九条（同法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、個人情報の保護に関する法律第四十条第一項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項の規定に基づく検査

三　［略］

2　［略］

（企画課の所掌事務）

第三百八十七条　企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五　［略］

六　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第三十九条の規定による法人番号の指定、通知及び公表に関すること。

別表第九（第五百四十四条関係）

税務署の名称、位置及び管轄区域					
所轄国税局	都道府県	税務署名	位置	管轄区域	
［略］					
関東信越	埼玉		［略］	［略］	
		西川口	川口市	川口市のうち川口一丁目から川口六丁目まで、飯塚一丁目から飯塚四丁目まで、仲町、原町、飯原町、南町一丁目、南町二丁目、宮町、緑町、西川口一丁目から西川口六丁目まで、荒川町、並木元町、並木一丁目から並木四丁目まで、南前川一丁目、南前川二丁目、前川町三丁目、前川町四丁目、前川一丁目一番から二十五番まで、前川二丁目から前川四丁目、本前川一丁目、本前川二丁目、本前川三丁目一番から三十三番まで、前上町三番から十四番まで・二十二番から二十九番まで、上青木六丁目七番・八番・十七番から十九番まで、芝、芝新町、芝中田一丁目、芝中田二丁目、芝一丁目から芝五丁目まで、芝樋ノ爪一丁目、芝樋ノ爪二丁目、芝下一丁目から芝下三丁目まで、芝高木一丁目、芝高木二丁目、芝宮根町、芝東町、芝園町、芝富士一丁目、芝富士二丁目、芝西一丁目、芝西二丁目、芝塚原一丁目、芝塚原二丁目、伊刈、柳崎一丁目から柳崎五丁目まで、小谷場　蕨市　戸田市

る法律第二百十七条第一項（同法第二百九条（同法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項の規定に基づく検査

三　［同上］

2　［同上］

（企画課の所掌事務）

第三百八十七条　企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五　［同上］

六　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第四十二条の規定による法人番号の指定、通知及び公表に関すること。

別表第九（第五百四十四条関係）

税務署の名称、位置及び管轄区域					
所轄国税局	都道府県	税務署名	位置	管轄区域	
［同上］					
関東信越	埼玉		［同上］	［同上］	
		西川口	川口市	川口市のうち川口一丁目から川口六丁目まで、飯塚一丁目から飯塚四丁目まで、仲町、原町、飯原町、南町一丁目、南町二丁目、宮町、緑町、西川口一丁目から西川口六丁目まで、荒川町、並木元町、並木一丁目から四丁目まで、南前川一丁目、南前川二丁目、前川町三丁目、前川町四丁目、前川一丁目一番から二十五番まで、前川二丁目一番から四十五番まで・四十六番一号から四十六番四号まで・四十六番四号から四十六番九号まで・四十六番十四号から四十六番十六号まで・四十七番から五十番まで・五十一番一号・五十一番三号から五十一番三十七号まで、前川三丁目、前川四丁目、本前川一丁目、本前川二丁目、本前川三丁目一番から三十二番まで・三十三番一号から三十三番十一号まで・三十三番十九号から三十三番三十号まで、前上町三番から十四番まで・二十二番から二十九番まで、芝、上青木六丁目七番・八番・十七番から十九番まで、芝新町、芝中田一丁目、芝中田二丁目、芝一丁目から芝五丁目まで、芝樋ノ爪一丁目、芝樋ノ爪二丁目、芝下一丁目から芝下三丁目まで、芝高木一丁目、芝高木二丁目、芝宮根町、芝東町、芝園町、芝富士一丁目、芝富士二丁目、芝西一丁目、芝西二丁目、芝塚原一丁目、芝塚原二丁目、伊刈、柳崎一丁目から柳崎五丁目まで、小谷場　蕨市　戸田市